

令和 7 年度加須市新たな防災行政
無線の整備に係る基本設計委託
仕様書

令和 7 年 5 月

加須市

令和7年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託

第1章 一般事項

1. 目的

本市では令和7年現在、MCAを利用した防災行政無線設備の運用を行っているが、令和11年(2029年)5月31日を以てMCAサービスが終了することから、地域防災力の向上に資する導入効果の高い新たな防災情報システムの導入を予定している。既に本市では、代替の災害時情報伝達手段として60MHz帯デジタル同報系市町村防災行政無線を採用する旨を方針決定しており、令和10年度末までに整備することを目標とする。本委託においては、本市が60MHz帯デジタル同報系市町村防災行政無線を導入するにあたり、最適な情報伝達の方法やシステム構成、整備コスト、周辺システムや機器との連携等について検討を行い、もって実施設計に向けた基本計画を策定するものである。

2. 委託名称

令和7年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託

3. 履行場所

加須市全域

4. 委託期間

契約日から令和8年3月31日迄

5. 対象システム

本設計において対象となるシステムは以下とする。

5-1. 既存システム（更新を検討するシステム）

(1) MCA 防災行政無線システム

- ・操作卓 ×1卓（本庁舎）
- ・遠隔制御卓 ×4卓（騎西総合支所／北川辺総合支所／大利根総合支所／加須消防署）
- ・屋外拡声子局 ×332局
- ・戸別受信機 ×181台
- ・防災ラジオ ×15,000台（配布数 使用電波は60MHz帯アナログ地域振興波）

(2) 市民への情報伝達システム

- ・かぞホッとメール（防災メール）
- ・加須市ホームページ
- ・加須市防災アプリ

- ・ エリアメール
 - ・ SNS (LINE)
 - ・ J アラート情報等自動連携システム
 - ・ 自動音声応答サービス
- (3) 移動系無線システム
- ・ 800MHz デジタル MCA 携帯無線機 × 63 基

5-2. 新規システム（導入を検討するシステム）

- (1) 60MHz 市町村防災行政無線
- (2) その他システム

市の災害活動に有益と思われるシステムやサービス、設備。

6. 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関連法規に従って行うものとする。

- (1) 電波法及びその関係法令
- (2) 建築基準法
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 電気通信事業法
- (5) 有線電気通信法
- (6) 日本工業規格
- (7) 日本電機工業会規格
- (8) 日本電気規格調査会標準規格
- (9) 建設業法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 電気工事士法
- (12) (一社) 電波産業会標準規格 ARIB STD
- (13) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- (14) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図（電気設備工事編）」
- (15) 加須市地域防災計画、加須市国民保護計画
- (16) 加須市が定める条例及び規則等
- (17) その他、本委託の実施にあたり必要な関連法規

7. 調査設備並びに機材

本委託に必要と思われる調査設備並びに機材は、受注者の責任で準備すること。尚、市より貸与が必要なものにおいてはその旨を書面にて提出し、協議の上決定する。

8. 着手時提出書類

受注者は、委託着手時に以下の書類を委託担当課に提出し、市の承認を得るものとする。

(1) 委託着手届	1部
(2) 実施工程表	2部
(3) 業務計画書	2部
(4) その他加須市が必要とする書類	指定部数

9. 諸手続

本契約に基づく調査等に必要となる諸手続は受注者が行うものとする。

10. 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷及び損害を与えた場合には、直ちに市に報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。

11. 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、市に属するものとする。

12. 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、市の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

13. 仕様書の疑義等

仕様書に疑義が生じた場合は、市と協議して取り決めるものとし、受注者の一方的な解釈で本件業務を実施してはならない。また、協議において取り決められた事項は、本仕様書に優先する。

第2章 業務内容

1. 令和7年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託

現状の加須市における、災害時情報伝達の状況に関する調査を行ったうえで課題整理を行い、システム導入に向けた検討及び基本設計に必要な報告書を策定すること。

(1) 現状及び運用状況の確認

現状及びシステムや構成・台数・種類・運用方法等を市の提示する資料や現場確認、ヒアリング等により把握、整理すること。

(2) 現地調査

市内子局設備含む既設卓及び全局の調査を行うこと。屋外拡声子局については、設置柱の調査も行い、再利用についても検討すること。

また、柱の建替え、新規子局設置箇所等で施工時難関か所を明示し、対応案を提示すること。

設定課題①

従来システムより機能の改善が見込まれ、且つ施工期間の短縮、施工費用の低減などが実現できる整備案があるか。

(3) シミュレーションの策定

① 音達シミュレーション

既設子局と新設子局の音達シミュレーションを行うこと。また、シミュレーションに基づいて未音達エリア解消及び子局削減等の提案を行うこと。

② 電波伝搬シミュレーション

市内電波伝搬状況を確認するためのシミュレーションを行うこと。市内全域をカバーできることを前提にシステム構成を検討すること。

設定課題②

市民の「防災無線がうるさい」「防災無線が聞き取れない」という意見に、同報系システム内における改善案があるか。

(4) 市民への情報伝達システムの検討

現在使用している市民への情報伝達システムを検証し、新システムと連動した効果的な市民への情報伝達システムの検討・整理を行うこと。

設定課題③

主たる伝達放送を補完する、各種受信ツールの組み合わせ及び普及をどのように実施していくか。

(5) 運用計画の検討

新たな防災行政無線における市の運用方法等に係る現状調査から、必要とする機能を選定し、操作性や安全性等について検討・整理を行うこと。

設定課題④

運用開始後 10 年間のランニングコストを抑える方法。

設定課題⑤

近年の通信インフラの進化を踏まえた、発災直後、通信途絶時の防災関係機関同士の連絡体制等の構築について。

(6) 事業計画書の策定

本業務の業務計画書の他、実施設計及び整備計画の概要を含めた事業計画書を作成すること。事業計画書には、各スケジュールの他、整備に係る概算費用も含め、整備するシステムを構成する各機器等に対しては、機能要件を整理すること。

(7) 報告書の策定

上記 (1) ～ (6) 及び市が要求する資料を取りまとめて基本設計報告書として策定、提出すること。

※上記の設定課題①～⑤については、公募型プロポーザルの企画提案時に具体案について例示する。(企画提案書に記載し、プレゼンテーション時に説明する。採点対象)

第3章 成果品

「第2章 業務内容」に基づき、以下の成果品を作成し、提出すること。

1. 新たな災害時情報伝達手段の整備 基本設計業務報告書

以下の各報告項目を取りまとめ、報告書として整理、提出すること。

- (1) 現状調査報告書（システム全体及び全子局調査報告書）
- (2) 各シミュレーション報告書
- (3) 市民への情報伝達システム検討結果
- (4) 運用計画の検討結果
- (5) 事業計画書

※(2)～(4)は事業計画書に記載可。但し、項目として明示すること。

- (6) 基本設計業務報告書
- (7) その他市が必要とする報告内容

2. 実施設計業務委託用資料

実施設計業務委託で必要となる資料一式（業務委託仕様書、同御見積書等）

3. 提出方法

成果物は A4 判ファイル綴じ各 2 部とし、編集可能な電子データを任意の媒体形式（CD 等）で提出すること。

第4章 その他

1. 資料の提出時期について

計画書の各調達事業の予算要求スケジュールに合わせ、発注者の指示により議会等説明用に概算事業費並びにシステム関連資料を作成し提出すること。

2. 報告書の提出期限

業務委託期間内とするが、契約納期前に原案を提示し、発注者の確認を得ること。また、調査関係の報告書については、調査終了後速やかに提出を行うこと。

3. 関東総合通信局への訪問

電波伝搬シミュレーション及びシステム構成検討終了後、市と共に関東総合通信局に訪問し、今後のスケジュールと共に事業の経過報告を行うこと。

その際、必要となる資料等は、本業務受注者が作成すること。

4. その他注意事項等

- (1) 業務の遂行にあたっては市の監督職員と緊密な連絡を取り、円滑な推進を図ること。
- (2) 調査設計に必要な資料がある場合は、受注者が資料貸与の依頼書を作成したうえで、発注者が貸与するものとする。
- (3) 業務の実施に伴い必要とされる設備機器類は、受注者の負担で用意すること。
- (4) 業務に従事する技術者は、十分な経験と能力を有する者であること。
- (5) 調査設計過程で本仕様以外に、法改正若しくは計画に影響を及ぼす環境変化が生じると予測される状況となった場合においては、調査内容及び方法を含め随時実現性のある計画に修正すること。
- (6) 作成する各仕様等においては、特注品等を除き、業者を特定するものではないようにすること。

以上